

平成28年度 島根県の社会福祉政策への提言・要望の対応状況 《県社協要望》

要望内容		回答
I 地方創生に向けた福祉サイドからの提言・要望		
1 暮らしを支える多世代交流・多機能型の福祉の支援拠点づくり		
(1)	<p>【中山間地域等における多世代交流・多機能型の地域福祉・生活支援拠点づくりの推進】【知事要望】</p> <p>島根県がすすめる「小さな拠点づくり」において、多世代交流・多機能型の地域福祉・生活支援機能を持った拠点の整備を促進されることを提案します。</p>	<p>多世代交流・多機能型の拠点整備に向けては、施設・人員の基準づくりや包括的な支援を可能とする人材育成等について、現在、国において検討が行われています。</p> <p>「小さな拠点づくり」を進めるにあたっては、市町村において地域の中長期的な課題について、住民の中で検討される必要があります。県では、福祉の拠点整備についても、こうした話し合いの中で、国の検討状況等の情報提供を行い、具体的な実践活動に至った地域に対しては、関係部局が一体となって支援していきます。</p>
2 魅力ある雇用の場づくり		
(1)	<p>【「しまね福祉人材育成事業所認証制度」の創設】【知事要望】</p> <p>福祉・介護事業所をはじめ多様な関係機関・団体を巻き込み官民一体となって、働きがいと働きやすさに配慮した人材育成や職場への定着支援に取り組む福祉・介護事業所を認証・公表する制度の創設を提案します。</p>	<p>ご提案のあった「認証制度」は、介護分野を中心に国としても取組みが始められており、有効な制度と思われる。制度を創設する上では、評価の指標や対象、選考方法などに様々な考え方があると思われるので、実効性のある制度とするために、島根県にとってどのような制度が適当なのか検討する必要があると考えます。</p> <p>人材の確保・定着は重要な課題であり、他県の先進事例等も参考にし、また、県内の介護事業者団体や県社会福祉協議会など関係者ともよく話し合いながら、今後検討を進めていきます。</p>
3 住まいと住まい方を支援する仕組みづくり		
(1)	<p>【公営住宅を含む賃貸住宅に入居しやすい環境整備】</p> <p>島根県及び市町村営の公営住宅において、連帯保証人がいなくても入居できるような条件整備を要望します。</p> <p>低所得の高齢者等が状態に応じた適切な優良民間賃貸住宅に入居できるよう、制度の見直しも併せてお願いいたします。</p>	<p>「島根県入居債務保証支援事業」の県営住宅への活用について、人的保証に替わる地域の福祉関係者による組織的な支援（身元保証機能）体制を構築することにより、県営住宅においても連帯保証人の免除は可能と考えており、引き続き土木部、健康福祉部が連携して検討していきます。</p> <p>また、制度の見直しについては「島根県入居債務保証支援事業」は、県の補助要綱において、保証額の単価に生活保護の住宅扶助基準を用いていることから、地域によって住宅の確保が円滑に進まない事例があると同っています。県内における住宅供給の状況や、契約及び保証の状況を継続的に把握しながら、要綱改正の必要性を検討していきます。</p>
(2)	<p>【住まいの確保と住まい方を一体的に支援する仕組みづくりの推進】</p> <p>住宅確保要配慮者の住まいの確保と住まい方を一体的に支援する事業の創設を要望します。</p>	<p>住まいの確保については、宅建業団体と連携して「あんしん賃貸登録制度」による要配慮者への賃貸住宅の確保にも努めているところであります。</p> <p>今回の事業創設の要望については、どのような要配慮者に対する事業か、またどのような形が望まれるか等の意見交換を行い、対象や方向性を整理したいと考えております。</p>

平成28年度 島根県の社会福祉政策への提言・要望の対応状況 《県社協要望》

要望内容		回答
II 島根県全体の社会福祉政策に対する提言・要望		
1 生活困窮者自立支援制度及び関連する地域福祉推進事業の拡充		
(1)	生活困窮者自立支援制度及び関連する地域福祉推進事業において、広域的支援のさらなる充実強化及び各事業実施に係る適正な人員配置に必要な予算措置を要望します。	<p><生活困窮者自立支援制度> 生活困窮者自立支援制度については、担当委員会による情報提供や助言のほか、①相談支援の質的向上、②中間的就労等の社会参加の場の開拓に予算措置をして取り組んでいます。 これらにつきましては、平成28年度においても必要な予算額を確保しましたが、その実施方法を工夫して、より実効性あるものとなるよう努めていきます。</p> <p><関連する地域福祉推進事業> ①生活福祉資金貸付事業 生活福祉資金貸付原資の取崩による生活福祉資金相談員の継続配置については、平成28年度においても緊急雇用創出事業臨時特例交付金の廃止に伴う激変緩和の経過措置として実施されます。 しかし、この経過措置は基本的には廃止するという国の方針に変更はありませんので、今後、生活困窮者の自立相談支援機関との連携体制の構築等を踏まえ、人員配置について検討していく必要があると考えます。</p> <p>②日常生活自立支援事業 県では、平成28年度当初予算において、全庁的に一般施策経費については前年度当初予算額（一般財源）から1割削減する方針のもと予算編成を行いました。 ご指摘のとおり、日常生活自立支援事業は支援が必要な方を支えていく重要な事業であることから、こうした厳しい予算編成過程においても事業費の確保に努めましたが、結果として平成27年度の額を下回る予算額となりました。 今後も厳しい財政状況が予想されるため、市町村における取組状況などを踏まえ事業費の確保策について検討を行ってまいります。</p>
2 病児・病後児の保育支援体制の拡充		
(1)	子育て世代が安心して働けるよう、病児・病後児の保育支援体制の拡充を要望します。	<p>島根県総合戦略において、安心して子どもを預け、教育することができる保育・教育環境の整備を図ることとなりました。 病児保育事業については、未実施の町村があり、既に実施しているところでも定員が不足している状況にあります。また、ファミリーサポートセンター事業についても、未実施の町村があります。 平成28年度から、病児保育事業の開設促進を目指し、開設経費の一部を国の補助制度に上乗せして助成する県単独事業を創設することとしています。 各市町村が、この度創設する県単独事業や国の病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業などを有効に活用し、病児・病後児の保育支援体制の拡充を図られるよう県としても支援してまいります。</p>
3 島根県から世界をめざす「障がい者アスリート応援プロジェクト」の創設		
①	障がい者スポーツにおけるトップアスリートの育成及び広報を目的として「障がい者アスリート応援プロジェクト」の創設を提案します。	<p>障がい者スポーツにおけるトップアスリートの育成や広報は、県民の障がいや障がい者への理解促進につながる重要な取り組みと考えております。 そのため、県では、平成28年度に、従来から実施している障がい者スポーツの県大会開催や全国大会への県選手団派遣などに加え、将来有望な選手の発掘や育成支援を目的としたトップアスリート発掘支援事業を実施することとしています。 今後とも、（公財）島根県障害者スポーツ協会等と連携しながら、障がい者スポーツを通じた共生社会の実現に向けて取り組んでいきたいと考えています。</p>
②	東京パラリンピックの事前キャンプ誘致への支援を要望します。	<p>県内関係団体が協力して事前合宿の誘致等を推進するために「2020東京オリンピック・パラリンピック」しまね総合推進連絡会を設置し、国や大会組織委員会などから得た情報の提供等を行っているところです。 市町村で取り組まれる事前合宿誘致の個別の課題ごとに、県として可能な支援をしてまいります。</p>